

議案第 4 5 号

上越市温泉事業給湯条例の一部改正について

上越市温泉事業給湯条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 2 8 日提出

上越市長 村 山 秀 幸

上越市温泉事業給湯条例の一部を改正する条例

上越市温泉事業給湯条例（平成 1 6 年上越市条例第 1 8 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表鵜の浜温泉事業の項を削る。

第 4 条中「次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおり」を「4 分の 3 インチ」に改め、同条各号を削る。

第 1 4 条第 1 項中「事業の」を「使用者の」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 旅館、食堂又は寮を営む者 一の給湯装置につき月額 2, 1 0 0 円

(2) 前号に掲げる者以外の者 一の給湯装置につき月額 1, 5 7 5 円

第 1 5 条第 1 項中「次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める方法」を「納入通知書又は集金」に改め、同項各号を削り、同条第 2 項中「、松ヶ峯温泉事業に係る使用者の料金にあっては」を削る。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。